

Title	国家によるテロ組織への自衛権行使の合法性
Author(s)	山下, 栞菜
Citation	平成30年度学部学生による自主研究奨励事業研究成果報告書. 2019
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/71927
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

平成30年度学部学生による自主研究奨励事業研究成果報告書

ふりがな 氏名	やました かな 山下 栞菜	学部 学科	法学部国際公共 政策学科	学年	2年
ふりがな 共同 研究者氏名	きたむら ともこ 北村 萌子	学部 学科	法学部国際公共 政策学科	学年	3年
	HUANG XIAOFU 黄 篠芙		法学部国際公共 政策学科		3年
	さかい ともや 坂井 智哉		法学部法学科		3年
	かんだ みり 神田 美麗		法学部国際公共 政策学科		2年
アドバイザー教員 氏名	むらかみ まさなお 村上 正直	所属	国際公共政策研究科		
研究課題名	国家によるテロ組織への自衛権行使の合法性				
研究成果の概要	研究目的、研究計画、研究方法、研究経過、研究成果等について記述すること。必要に応じて用紙を追加してもよい。(先行する研究を引用する場合は、「阪大生のためのアカデミックライティング入門」に従い、盗作剽窃にならないように引用部分を明示し文末に参考文献リストをつけること。)				

(1) 研究の概要I. 研究目的

昨今の国際社会は、北朝鮮の核兵器問題、ISによるテロ問題、本国に関しては拉致問題、TPP、領土問題等、多岐にわたり困難な試練を抱えている。このことから、国際法に精通し、柔軟な思考能力を持つ人材、英語によるコミュニケーション能力を持つ人材を崇高な高等教育機関が育成することは、国内外問わず、社会の必然的要請である。

そこで、7月に行われる2018 Japan Cupへの参加と大会に向けた準備を通して国際法の諸問題について知見を広める。

II. 研究経過

大会への具体的な取り組みは、①メモリアル作成(論点の抽出、資料検索、論の作成)、②弁論練習、そして③大会での口頭弁論という手順で行っていく。以下に具体的な内容を示す。

①メモリアル作成(論点の抽出、資料検索、論の作成)

メモリアルとは原告・被告国がそれぞれ自国の主張の大筋をまとめる準備書面である。問題発表後、最初に問題文を読んでメンバー全員で論点を明確化して理解を深めるとともに議論の下地となる共通認識を持つ。その後メンバーを原告、被告ごとに分けそれぞれの請求に合わせて論を作成する。論作成の過程において問題文の緻密な事実解釈と国内の日本語文献のみならず海外の学術論文や国際機関の文書等英語資料を熟読し、メンバー内で論の妥当性について議論を交わす。こうして洗練された論を最終的に英語で文書化する。なお、資料検索には、主に大阪大学図書館・法学部資料室やLexisNexisなどのインターネット上の論文検索サイトを利用し、必要に応じて学外の図書館からの本の取り寄せ、赤十字国際委員会などの機関へ資料送付を依頼する。

②弁論練習

メモリアル提出後から大会までの1か月間は弁論練習を行う。初めの内は、弁論スキルの向上に重点を置き弁論練習を行う。また弁論練習終了後には全員で検討会を行って問題点などを指摘し合い、論を洗練させていく。大会の約2週間前からは、大会本番の形式に沿った形での弁論練習を行い、より説得力のある弁論をするための工夫、時間配分の確認や反論・再反論の練習など、実際の大会で勝ち抜く力を養う。

③大会での口頭弁論

大会本番では“著名な”国際法学者、外務官僚、弁護士の方々が裁判官を務める中、論理の整合性、法的知識、事実の認識、時間の運用力を基準に競われる。また、単に弁論するのではなく、裁判官から出される質問にも迅速かつ的確に回答しなければならない。それゆえ大会に向けた弁論練習において、英語弁論技術を習得する。さらに、弁論練習終了後に行う議論を通じて互いに切磋琢磨し、魅力的で説得力のある弁論の理想形を飽くまで求め続ける。

(2) 研究成果

I. 2018 Japan Cup 問題文概要

アコタンゴ（原告国）とレサゴ（被告国）は国境を接する二国である。アコタンゴ国内では MLF と NAD という反政府的な違法武装集団が活動している。NAD は、レサゴ国内の資源豊かなテビ地方において、村民に対する暴行・収奪・放火・強姦などを含む襲撃を、7年にわたり行った。レサゴ首相はアコタンゴに抗議したが、無視され続けたため、レサゴ国軍所属の特殊部隊が、アコタンゴの領土のパカヤ地方にある NAD の拠点に侵入し、爆破の上で即日撤退した。（以上、論点1 関連事実）

また、アコタンゴは国内では、いかなる個人及び法人であっても、政府が指定したテロ組織に対して資金及び武器を供与することを禁止し、違反した者に対して刑事罰を科すテロ支援防止法が制定され、同時に MLF と NAD がテロ組織に指定されている。2017年10月20日、コラチ国に所在するイムバブラ社が所有するレサゴ籍船舶グファ号が MLF に資金を提供するためにパカヤ地方に向かってきたため、アコタンゴ海軍の軍艦がアコタンゴの基線から 45 海里の地点でグファ号を停船させ、レサゴに連絡して立入検査の許可を求めた。そして8時間経過してもレサゴ側からの回答がなかったため、グファ号船長の同意を得て、船内の立入検査を行った。そして船内にて、武器および10万米ドル相当現金を発見したため、グファ号に針路変更を命じた。なお、グファ号がレサゴ船籍であることは船体の表示から明らかであり、また、同船は、国連海洋法条約（以下、「UNCLOS」）が定める海賊、奴隷取引、無許可放送のいずれにも従事するものではなかった。そして両国は UNCLOS、テロ資金供与防止条約の加盟国である。（以上、論点2 関連事実）

II. 論点1

論点1の争点は、レサゴ軍のパカヤ地方における行為が国際法に違反しているか否かである。以下では、5つに論点をわけ、それぞれ検討していく。

II-A, 武力不行使原則

国連憲章 2 条 4 項によると、国家間における武力の行使は禁止される¹。「武力」とは国家の正規軍が行うものを含む²。本件におけるレサゴの NAD 拠点爆破は、レサゴの正規軍に属する特殊部隊が行ったものであるから、これが国連憲章 2 条 4 項に定められた武力不行使原則に違反することは明らかである。

II-B. 自衛権行使の条件

国連憲章 51 条によると、国連憲章 2 条 4 項にて禁止された武力は、自国の自衛のために行ったものであればその違法性が阻却される³。したがって、当論点では、レサゴによる武力行使がこの自衛権にあたるか否かを争うものとなる。

自衛権の発動として認められるためには、1) 武力行使の相手から予め武力攻撃を受けていたこと⁴、2) 必要性及び均衡性の基準を満たしていたこと⁵が必要となる。しかし、本件のレサゴによる武力行使の対象が非国家主体である NAD の拠点であったため、これらの条件を検討する前に、そもそも自衛権の行使対象が国家のみであるか、それとも非国家主体が含まれるのかを争う必要がある。

II-C. 自衛権の対象

伝統的に、自衛権の行使対象は国家または国家に帰属する非国家主体に限られるとの解釈がされてきた⁶。これに基づけば、本件において NAD の行為がアコタンゴに帰属して初めて、NAD は自衛権行使の対象となる。

自国内の武装集団の違法行為に対し、自国の義務を認識しているにも関わらず、速やかな収束のために可能な手段を行使しない場合、その違法行為が国家に帰属するという考えはあるものの⁷、普及はしていない。帰属を判断する基準は、国家と当該非国家主体との間に金銭提供や攻撃命令といった実効的支配だというのが強い傾向である⁸。本件においてアコタンゴと NAD の間にこのような実効的支配の関係はなかったため、帰属を理由に NAD を自衛権行使対象と認めるのは厳しい。

一方、現在では非国家主体にも自衛権を行使できるという解釈が根強く存在する⁹。これに基づけば、国際平和と安全保障が脅かされ¹⁰、かつその非国家主体の拠点がある領域国がその制圧に関し意思または能力がない場合¹¹、国家は帰属のない非国家主体に自衛権を行使できる。安全保障理事会決議 1367 以降、あらゆるテロ行為が国際平和と安全保障への脅威と認める¹²と同時に、このような解釈

¹ Charter of the United Nations, Oct. 24, 1945, art. 2 (4), 1 U.N.T.S. XVI.

² Brownlie, INTERNATIONAL LAW AND THE USE OF FORCE BY STATES 362 (1958).

³ Charter of the United Nations, Oct. 24, 1945, art. 51, 1 U.N.T.S. XVI.

⁴ G. NOLTE & A. RANDELZHOFFER, 2 THE CHARTER OF THE UNITED NATIONS: A COMMENTARY, 1406 (B. Simma *et al.* eds., 3rd ed. 2012).

⁵ Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua/ U.S.), 1984 I.C.J. 14, 94 (June 27) [hereinafter, Nicaragua Case].

⁶ Armed Activities on the Territory of the Congo (DRC/ Uganda), 2005 I.C.J. 168, 223 (Dec. 19)

⁷ G. Capaldo, *Providing a Right of Self-Defense Against Large-Scale Attacks by Irregular Forces: The Israeli-Hezbollah Conflict*, 48 HARV. INT'L L. J. 101, 110 (2007).

⁸ Nicaragua Case, at. 64.

⁹ S. Murphy, *Self-Defence and the Israeli Wall Advisory Opinion: An Ipse Dixit from the ICJ?*, 99 AM. J. INT'L L., 62, 62 (2005).

¹⁰ Armed Activities on the Territory of the Congo (Congo /Uganda), 2005 I.C.J. 306, 313-314 (Dec. 19) (Separate Opinion of Judge Kooijmans).

¹¹ G. Capaldo, *Providing a Right of Self-Defense Against Large-Scale Attacks by Irregular Forces: The Israeli-Hezbollah Conflict*, 48 HARV. INT'L L. J. 101, 110 (2007).

¹² S.C. Res. 1373, para. 2(d), UN Doc. S/RES/1373 (2001).

及び実行がなされている¹³。本件において NAD がレサゴ領土で行ったテロ行為は国際平和と安全保障の脅威を形成し、かつ領域国のアコタンゴは 7 年間それを制圧する意思を見せなかった。よって NAD を自衛権行使対象と認めることができる。

以上のように、自衛権の行使対象は、どちらの解釈に立つかによって異なる。原告は前者を、被告は後者を主張して、自国の正当性を論証した。

II-D. 武力攻撃

武力攻撃とは、武力行使の中でも最も重要な形態を持つそれを指す¹⁴。自衛権を行使するためには、あらかじめ先行武力攻撃を受けた事実がなくてはならない¹⁵。

これに基づく、本件において先行攻撃とされるのは NAD がレサゴのテピ地方を襲撃して 80 名の殺傷及び住宅約 20 棟の損壊を行なったことだが、これまでの判例と比較するとこれが武力攻撃にあたるとはいえない。

一方、国家が武力攻撃の対象となった時、自衛権行使は認められ¹⁶、一度では武力攻撃に該当しない行為であっても、その累積によって武力攻撃とみなすことを¹⁷、ICJは認めている¹⁸。また、度重なる領域侵入と航空機への攻撃に加え、16人の兵士の殺害と4人の拘禁を合わせて、1度の攻撃の理由とした国家実行も存在する¹⁹。本件において、NADによるテピ地方襲撃は、上記のものだけでなく過去7年間続いており、全ての襲撃を累積させれば、先例からいって武力攻撃に達する。

以上のように、武力攻撃があったか否かは、累積理論を認めるかどうかによって異なる。原告は累積を認めず、被告は累積を主張し、自国の正当性を論証しました。

II-E. 必要性及び均衡性

自衛権の行使の際には、必要性及び均衡性の基準を満たさなくてはならない²⁰。必要性の要件として、自衛権行使は他に有効な手段がない場合にのみに限られる²¹。また、均衡性の要件として、自衛権行使に用いる武力は先行攻撃の規模を超えてはならない²²。

これについて、原告は、レサゴは武力行使の他に NAD を抑える手段があり、またレサゴの武力行使が NAD の襲撃の規模を超えるものであると主張した。一方被告は、現時点で自国の法益が侵害されており自衛権として武力を行使する必要性があり、それが適切な規模であったと主張した。

¹³ U.N. SCOR 61st Sess., 5492nd mtg. at 3, U.N. Doc. PV/5492 (2006); Institut de droit international, *Annuaire* 72, 234 (2007).

¹⁴ Nicaragua Case, at. 94

¹⁵ G. NOLTE & A. RANDELZHOFFER, 2 THE CHARTER OF THE UNITED NATIONS: A COMMENTARY, 1406 (B. Simma *et al.* eds., 3rd ed. 2012).

¹⁶ G. NOLTE & A. RANDELZHOFFER, 2 THE CHARTER OF THE UNITED NATIONS: A COMMENTARY, 1406 (B. Simma *et al.* eds., 3rd ed. 2012).

¹⁷ C. GRAY, INTERNATIONAL LAW AND THE USE OF FORCE, 147 (2d ed. 2004); C. Tams, *The Use of Force against Terrorists*, 20 EUR. J. INT'L L., 359, 388 (2009).

¹⁸ Oil Platforms (Iran/ U.S.), 2003 I.C.J. 161, 191 (Nov. 6) [hereinafter, Oil Platforms Case]; D. Kretzmer, *The Inherent Right to Self-Defence and Proportionality in Jus Ad Bellum*, 24 EUR. J. INT'L L., 235, 244 (2013).

¹⁹ U.N. Doc. S/3954, pp. 2-3 (1958).

²⁰ Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua/ U.S.), 1984 I.C.J. 14, 94 (June 27) [hereinafter, Nicaragua Case].

²¹ Nicaragua Case, at. 94.

²² GREAT BRITAIN. FOREIGN OFFICE, *supra* note. 21, at 159.

III. 論点2

論点2の争点は、アコタンゴによるグファ号への立入検査及び針路変更は国際法に違反しているかどうかである。以下では、8つに論点をわけ、それぞれ検討していく。

III-A. UNCLOS

UNCLOS 92条1項によると、船舶は原則的に公海において旗国の排他的管轄権に服するが、国際条約またはUNCLOSに規定があれば旗国以外の国が船舶に対して管轄権を行使することができる²³。

UNCLOS 110条では、(a)海賊行為、(b)奴隷取引、(c)無許可放送、(d)無国籍船、(e)国旗の濫用に従事していると疑うに足りる合理的な根拠がある場合には、公海において外国船舶に対しても管轄権を行使できるとされている²⁴。しかし本件においては、「グファ号は、国連海洋法条約が定める海賊、奴隷取引、無許可放送のいずれにも従事するものではなかった」とされていることから、UNCLOSに基づいて立入検査及び針路変更を行うことはできない。

III-B. テロ資金供与防止条約

両国がともに加盟している条約ということで、まずテロ資金供与防止条約に着目する必要がある。しかしテロ資金供与防止条約は、テロ行為に対する資金提供及び収集を独立犯罪化した点や、資金および収益を凍結・没収について規定している点が特徴的な条約であり²⁵、公海上の外国船舶に対し管轄権を行使することを授権する性質の条約ではない。よってこの条約のみを根拠にして、立入検査及び針路変更を行うことはできないと考える。

しかし、テロ資金供与防止条約18条2項(a)は、締約国に現金の物理的に国境を超える輸送を発見し又は監視するための実行可能な措置を考慮することにより、同条約上の犯罪の防止についてさらに協力する²⁶としており、レサゴがこの条約に違反している可能性は大いにあると考える。よってこの条約違反をレサゴの先行違法行為と捉え、後に論じる自衛権や対抗措置を援用することはできそうである。

III-C. 国際連合安全保障理事会決議（以下、「安保理決議」）

安保理決議上の義務と他の国際協定に基づく義務が抵触する場合、安保理決議による義務が優先される²⁷。そして論者の中には、安保理決議1373がテロリスト及びテロ関連物資の海上移動の阻止を加盟国に要請または授権していると主張する者も存在する²⁸。しかし一方で、決議1373は加盟国にテロ行為処罰等に関し国際協力促進を要求するのみで、テロ対策海上阻止活動という個別具体的な活動の

²³ United Nations Convention on the Law of the Sea [hereinafter, UNCLOS], Apr. 30, 1982, art. 92(1), 1833 U.N.T.S. 3, 432.

²⁴ *Id.* at art. 92(1).

²⁵ 佐藤地・水越英明・松尾裕敬「テロ資金問題に対する国際社会の取り組みと日本の対応」『国際法外交雑誌』101巻3号71[89]頁（2002年）。

²⁶ International Convention for the Suppression of the Financing of Terrorism, Dec. 9, art. 18(2)(a), 1999, 2178 U.N.T.S. 197, 238.

²⁷ Charter of the United Nations, Oct. 24, 1945, art.103, 1 U.N.T.S. XVI.; Questions of Interpretation and Application of the 1971 Montreal Convention arising from the Aerial Incident at Lockerbie (Libyan Arab Jamahiriya v. United Kingdom), I.C.J. Reports 1992 Provisional Measures, Order of 14 April 1992 3, 15 para. 37 (Apr.14).

²⁸ W. Heinegg, *The Legality of Maritime Interception/Interdiction Operations Within the Framework of Operation ENDURING FREEDOM*, 79 INTERNATIONAL LAW STUDIES, 255, 261-262 (F. Borch & P. Wilson eds., 2003).

実施権限を各国に授権するものでないとする意見も多くある²⁹。

この点に関して、国連海上阻止活動の実施を要請する安保理決議において、公海上における船舶の海上阻止を要請する際には、「特定の事態に見合ったすべての措置を用いることをすべての加盟国に要請する」という定型的な表現を繰り返し使用していた³⁰という事実、そして決議 1373 においてはこのような表現が用いられていないことから、我々は安保理決議において海上阻止活動が要請・授権されるのは、個別具体的な決議において定型的な表現が用いられている場合のみであると考えられる。

III-D. 船長の同意

船長の同意があれば、公海上において外国船舶に海上阻止活動を行うことができるという慣習国際法が存在することが考えられる。慣習法の成立には、国家実行および法的信念が必要である³¹。

国家実行に関して、実際に船長の同意のみで外国船舶に対し乗船検査を行った例は数多くある。実際にアフガニスタン領域へのあるいはそこからのテロリスト及びテロ関連物資の海上移動の阻止を目的とするインド洋におけるオペレーションである OEF-MIO の一環として、アメリカが主導する CTF150 は船長の同意のみでの海上阻止活動を行っていた。しかし CTF150 は各国の個別的及び集団的自衛権の行使による行動であり、自衛権行使の一環としての海上阻止活動の際には、旗国の同意も船長の同意も得る必要はない。よって、これらの国家実行は自衛権という異なる法的信念のもとに行われていたため、慣習法成立の根拠となる国家慣行にはならない。

その他の時期においても、アメリカをはじめとする 19 の国家は、船長の同意のみによる乗船検査を実行しているが、イギリスをはじめとする複数の国家は船長の同意のみによる乗船検査を認めていないため、現段階においては、そのような慣習国際法が成立しているとは考えにくい。

III-E. 8 時間の沈黙

国家責任条文 20 条によると、国家が国際違法行為を行ったとしても、違法行為の被害国からの事前の同意があれば、加害行為の違法性は阻却される³²。すなわち、事前に旗国の許可を得ることができれば、公海上における旗国主義は排除される。

国家責任条文 20 条における同意は、「自由かつ明確に与えられる必要があり、単なる推測ではなく、国家によって実際に表明される」必要がある³³。よって 8 時間もの間、無回答であったとしても、違法性阻却事由の同意が推定されることはない。

しかし上記の原則は、国際法全般に適用されるものであり、海洋法という特定の分野においては、異なるルールが存在することも考えられる。実際、PSI 二国間乗船合意、SUA 条約議定書に加盟している国の間では、乗船許可を要請された国は一定時間内（2 時間もしくは 4 時間）に回答する義務を負い、制限時間内に回答がない場合には、旗国の許可を擬制し、乗船検査が行われるケースが存在する。これをどう評価するかは意見の分かれるところである。

²⁹ J. Delbrück, *The Fight against Global Terrorism: Self-Defense or Collective Security as International Police Action?*, 44 GERM. Y. INT'L L. 9, 17 (2001).

³⁰ ゲオルグ・ヴィツェル「公海上における海上部隊によるテロ対策・海賊対策活動について—「公海自由の原則」と安全のはざままで」『立命館法学』2009 年 4 号 (326 号)、344 頁。

³¹ North Sea Continental Shelf (F.R.G./Den.; Neth.), 1969 I.C.J. 3, 43 (Feb. 20).

³² Draft articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts, with Commentaries, art. 20, U.N. Doc. A/56/10 (2001) [hereinafter, ARSIWA].

³³ *Id.*

III-F. 自衛権

自衛権行使は武力攻撃に対してのみ援用が可能であり、行使した際には安保理に報告する必要がある、必要性・均衡性原則を充足する必要があるとされている³⁴。

グファ号による MLF への武器および資金の供与は武力攻撃に該当しないため、普通に考えると、レサゴに対して自衛権を行使するのは困難である。

しかしここで着目すべきは、イラン・イラク戦争時に、英国商船が公海上においてイラン海軍により停船させられ臨検を受けた事象に際して、英国外務省が、「国連憲章 51 条下において、武力紛争に関与する国家は、外国船舶が紛争において利用されるであろう武器を敵国に運んでいると疑うに足りる合理的な根拠がある場合には、自衛権を行使して当該外国船舶を停船させ搜索する権利を有する」と述べたことである。1873 年の *Virginus* 号事件などで言われたいわゆる自己保存権的な自衛権の行使ならば可能なのかもしれない。

だがいずれにせよ、アコタンゴは安保理に自衛権を行使したことを報告していないため、手続的義務に関しての説明は困難である。

III-G. 対抗措置

対抗措置は、①他国の先行違法行為が存在すること、②被害国による違法行為の中止要請と賠償請求が提起されていること、③受けた侵害との均衡すること、の 3 要件を充足する必要がある³⁵。

III-B. で述べたように、仮にレサゴがテロ資金供与防止条約に違反していれば、その違反を先行違法行為として、アコタンゴは対抗措置を援用し、グファ号に対して立入検査及び針路変更を行うことができる可能性は高い。しかし唯一の懸念点としては、②の手続的義務を満たしていないことである。ここでの手続とは、対抗措置をとる前に相手国に対して(a)中止および救済の請求をし、(b)対抗措置をとる意思がある旨の通告を行うことである³⁶。ただし、緊急に実施されなければ意義が失われるような措置をとる必要がある場合には³⁷、緊急の対抗措置をとることができるとしている³⁸。しかし、緊急性が認められたとしても免除される手続きは(b)のみであり、(a)の義務は依然として果たす必要があるというのが国際法上の原則であり、原告側がこの点を説明するのは多少困難である。

III-H. 緊急避難

違法性阻却事由の緊急避難は、当該行為が重大で差し迫った危険に対する本質的利益を守るために国家がとりうる唯一の手段であり、かつ侵害される他国の本質的利益と均衡する必要がある³⁹。緊急避難は他の違法性阻却事由と異なり、相手国の先行違法行為を要件としないため、消極的に援用される必要があるとされており、本件において援用するのは多少困難であると考えられる。

(3) 大会結果

2018 Japan Cup は 7 月 7 日～8 日に東京の国立オリンピック記念青少年総合センターにて開催された。結果は以下の通りである。

³⁴ Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion, 1996 I.C.J. 226, 245 (July 8).

³⁵ Gabčíkovo-Nagymaros Project (Hung./Slovk.) 1997 I.C.J. 7, 55-57 (Sept. 25) [hereinafter, Gabčíkovo-Nagymaros Project].

³⁶ ARSIWA, *supra* note. ○, art. 52(1).

³⁷ M. Kamto, *The Time factor in the Application of Countermeasures*, in THE LAW OF INTERNATIONAL RESPONSIBILITY, 1169, 1172 (J. Crawford, A. Pellet & S. Olleson eds., 2010).

³⁸ ARSIWA, *supra* note. ○, art. 52(2).

³⁹ Gabčíkovo-Nagymaros Project, *supra* note. ○, at 51.

- ・総合 第4位
- ・書面 原告第3位
- ・書面 被告第2位
- ・個人弁論賞 山下栞菜 被告第4位
- ・参加校紹介文賞

4年ぶりに予選を勝ち抜き、準決勝に進むことができた。過去3年、阪大チームは予選落ちが続いていたため、準決勝に進めたことは評価できる。しかし同時に、優勝した大学との差も痛感した。

書面に関しては、ここ数年で最高の成績を残すことができた。しかし講評において、今後改善していくべき点をいくつも指摘していただけたため、今後は今回の反省を生かし、さらに質の高い書面を書いていきたい。

(4) 終わりに

この報告書においては、我々の事前リサーチ、先輩方の添削、大会本番で他大学と交わした議論、書面・弁論を見ていただいた裁判官の講評などを総合的に考慮して、2018 Japan Cup の問題文に対する回答を作り上げた。しかしこの問題文には正解があるわけではない。また、今後の国際情勢いかなんでは、現時点の回答も大きく変わる可能性も十分にあるため、国際情勢を注視していく必要がある。